

公立大学法人宮崎公立大学職員安全衛生規程

平成19年4月1日
規程第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に法令に定めるもののほか、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。

(職員の遵守事項)

第2条 職員は、法令に基づくもののほか、衛生管理者及び産業医の衛生に関する指導及び指示に従わなければならない。

(衛生管理者の設置等)

第3条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第7条第2項において準用する省令第3条の規定に基づき、衛生管理代理者を置く。

2 衛生管理者及び衛生管理代理者は、理事長が任命する。

(衛生管理者の職務)

第4条 衛生管理者は、省令第11条第1項に定める事項のほか、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び処置
- (2) 労働衛生保護具、救急用具等の点検
- (3) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
- (4) その他衛生管理に関する事項

(産業医の設置等)

第5条 法第13条第1項の規定に基づき、産業医を置く。

2 産業医は、理事長が委嘱する。

(産業医の職務)

第6条 産業医は、職員の健康管理その他省令で定める事項を行わなければならない。

(衛生委員会)

第7条 法第18条第1項の規定に基づき、法人に衛生委員会を置く。

2 衛生委員会の名称は、公立大学法人宮崎公立大学衛生委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員会の定数)

第8条 委員会の委員の定数は、5人とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。